

令和5年広審第8号

裁 決

引船A引船列灯浮標衝突事件

受 審 人 a 1

職 名 A甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年3月15日11時40分

備讃瀬戸南航路

2 船舶の要目

船 種 船 名 引船A

台船B

総 ト ン 数 19トン

全 長 25.75メートル

60.00メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,472キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成26年5月に進水し、船体中央部やや前方に上層を操舵室とした2層の甲板室及び船尾甲板に曳航装置を設けた、コルトノズルラダー付きプロペラを装備した2機2軸の鋼製押船兼引き船で、操舵室前部中央に舵輪、自動操舵装置及びGPSプロッターを備えた操舵スタンドを、左舷側に機関遠隔操縦装置を、右舷側にレダーをそれぞれ装備していた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、船長a2及びa1受審人ほか1人が乗り組み、鋼材運搬用パレット4個を積載して船首尾とも0.6メートルの喫水となった非自航式鋼製台船B（以下「台船」という。）を、船尾から出した直径30ミリメートル長さ40メートルの鋼製えい航索に台船の左右両舷船首から出した直径50ミリメートル長さ70メートルの合成繊維索を結合し、Aの船尾から台船の後端までの距離が170メートルとなった引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、船首1.6メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、令和4年3月15日11時15分香川県丸亀港を発し、岡山県水島港に向かった。

a1受審人は、丸亀港を出たところで、a2船長と船橋当直を交替して舵輪後方に立って操船に当たり、11時30分少し過ぎ丸亀港昭和町防波堤灯台（以下「昭和町防波堤灯台」という。）から343.5度（真方位、以下同じ。）1.09海里の地点で、備讃瀬戸南航路第7号灯浮標（以下、灯浮標については「備讃瀬戸南航路」の冠称を省略する。）及び第8号灯浮標から航過距離をとるために20度左方に向けて針路を320度に定めて自動操舵とし、折からの潮流により右方に16度圧流されて6.8ノットの速力（対

地速力、以下同じ。)で進行した。

a 1 受審人は、11時36分昭和町防波堤灯台から340.5度1.75海里の地点に達したとき、第7号灯浮標まで660メートルとなり、その後圧流されながら同灯浮標に接近する状況であったが、第8号及び第7号灯浮標から航過距離をとるために20度左方に向けたので、同灯浮標を十分に離して航過できるものと思い、第8号及び第7号灯浮標との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 1 受審人は、右方に圧流されながら第7号灯浮標に接近する状況に気付かないまま続航し、11時39分少し過ぎ同灯浮標の間近を通過したとき、台船と第7号灯浮標との衝突の危険を感じ、機関を中立運転としたものの、及ばず、11時40分昭和町防波堤灯台から340.5度2.11海里の地点において、A引船列は、原針路のまま、2.5ノットの速力となったとき、台船の左舷船首部が第7号灯浮標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、付近には流向055度及び流速1.6ノットの潮流があった。

a 2 船長は、自室で休息中、機関音の変化に気付いて昇橋し、衝突の事実を知り、事後の措置に当たった。

衝突の結果、台船は左舷船首部外板に修理を要さない擦過傷を生じ、第7号灯浮標は、頭標の曲損及び太陽電池パネルの破損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、備讃瀬戸南航路において、水島港に向けて航行す

る際、船位の確認が不十分で、圧流されながら第7号灯浮標に向かって進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は、備讃瀬戸南航路において、水島港に向けて航行する場合、第7号灯浮標に衝突することのないよう、第8号及び第7号灯浮標との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、第8号及び第7号灯浮標から航過距離をとるために20度左方に向けたので、同灯浮標を十分に離して航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、圧流されながら第7号灯浮標に接近する状況に気付かないまま進行して同灯浮標への衝突を招き、台船及び第7号灯浮標にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月30日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾